

稲城市ファミリー・サポート・センター利用料補助のご案内



令和 7 年 2 月版

1 対象世帯・補助条件等

稲城市内に住所を有する稲城市ファミリー・サポート・センターに登録した利用会員で、利用日時点で以下に該当する世帯を対象とします。

① 産後うつ世帯

○産後うつと診断されてから 1 年以内で、病状が継続している方がいる世帯。ただし、1 年後においても産後うつの診断が継続している場合で、かつ診断書の提出がある場合には、補助対象期間を 6 か月延長し、その後も同様とします。

② 多胎児出生世帯

○1 歳未満の多胎児がいる世帯

③ 生活保護世帯

○生活保護法に基づく生活保護世帯

④ 低所得世帯

○住民税非課税世帯

⑤ 障害児世帯

○身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を有する 18 歳未満の障害児を養育している世帯

⑥ 被災世帯

○市長が特に必要と認める災害により損失を受けてから 1 年以内又は相当の期間で、当該事由の状態が継続している世帯



2 補助上限時間

○上記①②⑤⑥は年 60 時間、③④は年 45 時間、①から⑥に重複する世帯は年 60 時間。

○時間数は、ファミリー・サポート・センター活動報告書の利用料算定の際の時間です。(例えば 40 分利用して 1 時間分の利用料を支払った場合、利用時間は 1 時間です。)

3 補助額

○利用料の半額。

※交通費、食事代、おやつ代及び子育てのための施設等利用代は除きます。

4 申請に必要な書類

「稲城市ファミリー・サポート・センター利用料補助申請書兼同意書兼請求書」に、下記の A 及び B の書類を添えて提出してください。(同年度内の同一要件による 2 回目以降の申請にあたっては、B の書類の提出を省略できます。)

A ファミリー・サポート・センター活動報告書

※各利用日に活動会員の領収サインがあるものを提出してください。

B ① 産後うつ世帯の方は、産後うつの診断書

② 多胎児出生世帯の方は、多胎児出生が記載してある住民票の写し

※稲城市の住民基本台帳で多胎児出生が確認できる場合は省略できますので、あそびの広場向陽台事務所までご相談ください。

③ 生活保護世帯の方は、生活保護受給証明書

④ 低所得世帯の方は、世帯全員分の住民税非課税証明書

※4 月から 5 月に利用された方は前年度の住民税非課税証明書、6 月から 3 月に利用された方は当該年度の住民税非課税証明書を添付してください。

(例えば、令和 6 年度(令和 5 年分) 市民税・都民税非課税証明書の場合、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの利用が対象となります。)

⑤ 障害児世帯の方は、同居する 18 歳未満児の身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し

⑥ 被災世帯の方は、被災したことが確認できる書類

5 利用料補助申請書兼同意書兼請求書の入手先・申請方法・申請期限

【書類入手先】

○稲城市ファミリー・サポート・センター事務局(社会福祉協議会)

○あそびの広場向陽台事務所

○稲城市ホームページ(右記二次元コードをご利用ください)



【申請方法】

あそびの広場向陽台事務所に持参または郵送

〒206-0803

稲城市向陽台 3-2 あそびの広場向陽台事務所(向陽台小学校内)

※持参される方は、開所時間内にお越しください。

開所時間：8 時 30 分から 17 時(土日、祝祭日、年末年始を除く)

【申請期限】

当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日(必着)

※3 月 31 日が土、日の場合、その前の開所日となります。

＜お問い合わせ先＞ あそびの広場向陽台事務所 【電話】042-370-0106